

長崎県水泳連盟功労者表彰規程

目 的

第1条 この規程は、地域水泳の普及、発展に貢献した個人の表彰に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

表彰の審査

第2条 長崎県水泳連盟（以下連盟という）総務委員会で審査し常任理事会で決定する。

表彰の時期

第3条 表彰は毎年12月に開催される理事会において行う。

推薦の手続き

第4条 推薦については、別に定める様式により、連盟・各都市水泳連盟（協会）が推薦し、毎年9月末日までに連盟に提出しなければならない。

表彰の方法

第5条 表彰は、表彰状と記念品を授与する。

委 任

第6条 この規程の施行について必要な事項は連盟が定める。

附則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

一部改定 平成13年4月1日

平成19年4月1日

平成22年4月1日

長崎県水泳連盟功労者表彰規程内規

- ア. 地域、職場またはクラブ等の団体で10年以上組織的、継続的に水泳の発展に貢献した者。
- イ. 国、県等の表彰規定に該当しない者とする。
- ウ. 単に団体の名目的役職にあたる者等を除く。
- エ. 年齢は50歳以上の者。
- オ. 被表彰者には文書をもって通知する。

公益財団法人日本水泳連盟 有功者表彰規程

目的

第1条 この規則は、(公財)日本水泳連盟「記念事業並びに栄章規定、第5章有功者表彰(有功章)第10条」永年にわたり、地域における水泳及び水泳競技の普及・発展に貢献した者ならびに専門委員会委員として満10年以上(その年の4月1日現在)業務に奨励した者に対し、(公財)日本水泳連盟はその功績をたたえるため、毎年の国民体育大会において有功章を授与するものとする。この表彰に関し必要な事項を定めることを目的とする。

表彰対象

第2条 県内の水泳協会(連盟)に所属し、永年にわたり(一社)長崎県水泳連盟(以下連盟という)の事業等に貢献した、50歳以上の者。但し、斯界から3年以上離れている者は対象としない。

選考基準

第3条 連盟の専門委員会委員として、各事業の発展に積極的に貢献し、また水泳指導員・水泳競技役員の資格を保有し競技力の向上・普及等に寄与した者。

選考方法

第4条 連盟の総務委員会で推薦者を選考・審査し、理事会で承認決定し、6月下旬までに本人に通知する。

委任

第5条 この規定の施行について必要な事項は連盟が定める。

附則

この規則は、2019年4月1日から施行する

長崎県水泳連盟功労者表彰推薦書

ふりがな 氏 名		生年月日 明・大・昭 年 月 日 歳
現住所		TEL
勤務先		〒 TEL
推 薦 理 由		
指 導 活 動 歴		

上記のとおり推薦します。

令和 年 月 日

長崎県水泳連盟

会長 緒方 信行 様

推薦団体名

代表者名

推薦者責任者

印

印